回り 覧 令和2年5月1日(三股町)代表な:52-1111 ・ <t

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】【No.】

【内 容】

<重 要> 1 ◆マイナンバーを証明する通知カードが廃止になります!

(経過措置があります)

- <募 集> 2 ◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象 事業を募集します

 - 3 ◆町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】
- <お知らせ> 5 ◆2020年の工業統計調査を実施します
 - ◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験 (第1回)を実施します
 - 6 ◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください
 - ◆五本松団地の跡地活用に関する基本構想を策定しました
 - 7 ◆家庭用電動生ごみ処理機の購入費を一部補助します





防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 🗗 0986-51-1417 ※どちらの番号でも 【確認ダイヤル】 🛣 0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ② 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ⑦ 放送内容を当日のみ確認できます。

【内

⑦ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

容】

◆農業用機械(ホイルローダ・タイヤショベル)所有の皆さんへ

【問い合わせ】総務課 危機管理係 252-1110(直通)

【分 類】 【No.】

<保健と福祉>

<農林畜産業関連>

(高齢者) 8 ◆高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成します

(一 般) 10 ◆人間ドック費用の一部を助成します

11 ◆「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します

<相 談> 12 ◆「おもちゃ病院三股」を開設します

- ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
- ◆「こころの健康相談」を実施します



※都城市北諸県郡医師会からのお願いです

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、発熱・咳・強いだるさなど の症状があるときは、いきなり病院を受診することは控えてください。 必ずかかりつけ医に電話で連絡してから、マスクを着けて受診してくだ さい。

重 要

◆マイナンバーを証明する通知カードが廃止になります! (経過措置があります)

前回号でもお知らせしましたが、通知カードが廃止される予定です。町 民の皆さんへ再度、お知らせします。

現在、マイナンバーを証明できるものは、通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、マイナンバーの記載のある住民票や記載事項証明書ですが、このなかで通知カードが廃止される予定です。デジタル手続法の通知カード廃止に係る規定施行の日は、5月25日頃を予定しています。

【通知カードみほん】



※住所、氏名の変更があった場合は、 裏面に記載されます。

■施行日以後の通知カードの取扱い =

- (1) **経過措置**として、施行日前に通知カードの交付を受けた人は、通知カードに記載されている氏名、住所などが住民票記載の内容と一致していると、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。
- (2)通知カードの<mark>交付および再交付は行いません。</mark> ※施行日前に新しく個人番号を指定した場合や通知カードの再交付 を申請し、受け付けられた場合は除きます。
- (3)氏名、住所などに変更があっても通知カードの<mark>記載の変更を行いません。</mark>
- (4)通知カードを紛失した場合は、町に届け出なければなりません。
- (5) マイナンバーカードの交付を受けようとする場合などには通知カードを町に返納しなければいけません。

■通知カード廃止を受けて皆さんへのお願い =

- ※まずは、通知カードがあるか確認し、住所、氏名の変更がある場合は、 裏面に記載があるかを確認してください。
- (1) 通知カードを紛失した人は、施行日前日までに再交付の手続きを済ませてください(500円かかります)
- (2) 現在、持っている通知カードの住所、氏名などに変更がある場合は、 施行日前日までに町役場で記載事項の変更手続きを行ってください。
- (3) マイナンバーカード(個人番号カード)を申請する。 ※無料で申請することができ、施行日以降でも可能です。

■マイナンバーカード申請をお手伝いします =

- ※町では、マイナンバーカード(個人番号カード)の発行を希望する人に、 写真撮影を行い、カード申請のお手伝いを行っています。
- ●受付場所 = 町役場町民保健課(1階 ③番窓口)前 「マイナンバー窓口」
- ●受付時間 = 午前8時30分~正午 午後1時~4時
- ●必要なもの = 免許証や保険証などの本人確認書類 ※申請者本人が来庁してください。
 - ※カードができるまでおよそ1カ月かかります。 ※受け取りのために再度来庁する必要があります。

※お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口)

☎:52-9630 (直通) にお願いします。



募集

◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」 対象事業を募集します

町民と協力して地域を活性化する「自立と協働で創る元気なまち三股」 を目指し、特色のある地域づくりを目指す団体に補助金を交付します。 ※補助金の交付を受けるためには、団体の代表者に審査会で説明してい ただき、認定を受ける必要があります。

目 的	住民と行政が協働でまちを支えていくための特色ある 地域づくりを行おうとする団体の活動を支援するもの です。
補助団体	町内で自主的に地域活動を実施する団体。 ※ただし、町の他事業の補助を受けている団体は申請で きません。また、ほかに補助金などの制度がある事業 は申請できません。
補助期間	活動のきっかけづくりの支援ですので、補助期間は原 則1年間(事業年度の3月31日まで)となります。 ただし、審査会で必要と認められた場合は、 <u>最長3年</u> <u>まで</u> 延長できます。
補助金額	補助金額は、事業内容を審査会で審査して決定します。 ■限度額 20万円 継続が認められた事業は、次年度以降の補助額は減額 します。
募集期間	5月22日(金)まで

広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えておりますので、 たくさんの応募をお待ちしております。

予算に限りがあるため、事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で 審査会が決定します。

詳しい内容は、町公式サイトをご覧になるか、担当課へお問い合わせください。

※お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係(3階②番窓口)

☎:52-1114(直通)にお願いします。

◆手話奉仕員養成講座(入門課程·基礎講座)の受講生を募集 します

手話を必要とする聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、日常会話程度の表現技術習得を目的とした、手話奉仕員の養成講座を開講します。

参加を希望する人は、申し込みをお願いします。

講		座	入門課程	これまで手話を学んだことがない、簡単なあ いさつや自己紹介など手話の基礎知識を学び たいと考えている人向けの講座です		
			基礎課程	基礎課程は、入門課程を修了した人向けの講 座です		
開	催	日	開講式 5月12日(火) 毎週火曜日(年間39回) 午前10時~正午			
場		所	町総合福祉センター 元気の杜 (三股町大字樺山3384番地2) ☎ :52-1246			
弗		Ш	入門課程	年間6,000円 (テキスト代含む)		
費		用	基礎課程	年間2,200円		
対	象	者	高校生以上	で聴覚障害者福祉に熱意のある人		
募	集期	間	6月30日(火)まで			

※お申し込み・お問い合わせは、 福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061 (直通) にお願いします。



◆町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込 方法、申込資格や選考方法などは、申込書類を配付するときに都市整備課 窓口で説明します。

1. 申込資格 =

- ①現在、住宅に困っていることが明らかな人であること。
 - ※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は申し込み できません。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
 - ※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。
 - ※離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込みできません。 例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者 でも申し込みできます。
 - ・60歳以上の人
 - ・生活保護を受給している人
 - ・身体障害者手帳(1級~4級)などの交付を受けている人
 - ※単身者は、塚原団地 (2K)、中原団地 (1DK)、天神原団地のみ申し込みができます。
- ③市町村民税など、全ての税の滞納がないこと。
- ④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。 (公営住宅入居資格収入基準)
 - ※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、所得月額の上限が、21万4,000円以下となる場合もあります。
 - ※基準額は月額です。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥入居後、団地で協力し合って生活ができる人。

2. 申込書類の配付・受け付け =

	申込書類の配付	申込受け付け			
期間	5月15日(金)~6月4日(木) (土曜・日曜を除く)	6月2日(火)~4日(木)			
時間	午前8時30分~午後5時				
場所	町役場 都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)				

※申込書には添付する書類が多数あります。

3. 抽選会 =

申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます

抽選日時・・・6月16日(火)午前10時~

抽選会場・・・町役場4階 第1会議室

※エレベーターをご利用ください。

※ひとり親世帯、障害者世帯などの優先世帯対象者で、一定の要件を満 たす人は当選倍率の優遇があります。

4. 募集団地一覧 =

次のページに掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。今回の募集住宅の中で、応募者がいない一部の住宅は、随時募集に切り替えます。

<随時募集団地>

下の団地では、申し込み順に受け付けを行う随時募集を実施しています。

稗田、山王原、唐橋、南原、宮村第2、長田、中原、東原(車椅子専用)

- ※定期募集との同時のお申し込みはできませんのでご注意ください。
- ※入居が決定した場合、その部屋の受け付けを終了します。
- ※お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9066 (直通) にお願いします。

◎募集団地概要一覧

団地名	校区	建物階数	建築年度	戸数	号数	間取り	家賃 (円)
		2 階建て	亚	0	D-85号(1階)	3LDK ※4 名以上のみ	25,800~38,400
			平成 20 年	2	D-82号(1階)		
中原	三股西小	O 044747		0	A-15号(2階)	0017	00.000 00.000
		3 階建て	平成 17 年	2	B-38号 (2階)	2DK	20,300~30,200
		2 階建て	平成 20 年	1	E-104号(1階)	1DK ※単身入居可	15,300~22,800
					A-3号(1階)		
	学原 三股小	1 3 階建て	平成 23 年	4	A-20号(2階)	2K ※単身入居可	15 100 - 22 000
					A-24号(2階)		15,400~22,900
					A-36号(3階)		
				2	B-50号(1階)		15 100 - 22 000
塚原					B-67号 (3階)		15,400~23,000
					B-57号 (2階)		
			平成 24 年		B-62号 (2階)		
				5	B-71号(3階)	3DK	20,200~30,000
					B-75号(3階)		
					B-76号 (3階)		
工 地區	梶山小	長 屋	四和 42 年	2	15号	2DK ※単身入居可	2,600 , 5,200
天神原			昭和43年	2	19 号	3K ※単身入居可	3,600~5,300

お知らせ

◆2020年の工業統計調査を実施します



2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、国の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。



調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎 資料として利活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。 調査票へのご回答をお願いいたします。

総務省 •経済産業省 • 都道府県 • 市区町村



※お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係 (3階 ②番窓口)

☎:52-1114 (直通) にお願いします。

◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達 試験(第1回)を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム【通称: Jアラート】の全国一斉情報伝達訓練(第1回)に合わせて、町でも情報伝達試験を実施します。町内各所に設置している防災行政用無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

○日 時・・・ 5月20日(水) 午前11時ごろ

○ 試験方法・・・ 防災行政無線(広報塔)を使用します。

○ 放送内容・・・ コールサイン(1回鳴らします)⇒「これは、Jアラートのテストです。」(3回鳴らします)⇒下りチャイム(1回鳴らします)

※全国瞬時警報システム「Jアラート」は、国が人工衛星を使い、町の 防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシス テムです。

※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。中止する場合は、防災行政用無線でお知らせします。



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)にお願いします。

◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を 目的として、合併浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

※単独処理浄化槽や汲取り槽から合併浄化槽へ転換する人への補助制度です。 下水道への接続工事に対する補助ではありません

●補助金額

人槽区分	【汲み取りまたは 単独処理浄化槽からの改築の場合】
5人槽	33万2000円
6~7人槽	41万4000円
8~10人槽	54万8000円
11~20人槽	54万8000円

※新築に対する補助はありません

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合は上記金額に上乗せして撤去に係る費用を補助(ただし上限9万円)する制度を設けています。また、新たに宅内配管工事部分についても補助(ただし上限10万円)を行います。

●補助を受けるためには

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請をしてから、 補助金交付決定通知を受けてください。**交付決定前に工事を始めますと補助金 の交付が受けられなくなります。**(**交付決定前に職員が現場確認を行います。)** また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助が受けられませんので、ご注意ください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承 ください。

●補助の対象

居住に使用する建物(併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること)で、既設の汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舎や別荘は除きます。

●補助の要件

- ・公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。
- ・申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。 (世帯用の「滞納のない証明」を添付してください)
- ・県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。 ※浄化槽補助金については町のホームページにも記載してあります。
- ※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係 (2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通)にお願いします。

◆五本松団地の跡地活用に関する基本構想を策定しました

町では、五本松団地跡地を活用した新たな交流の拠点づくりを目指し、 検討を進めています。令和元年度は「町民とともに考え、町民とともに進 めるまちづくり」をスローガンに『町民ワークショップ』を5回開催し、 町民参加型のまちづくりを実践しながら、構想の取りまとめを進めました。

ワークショップやヒアリング調査、検討委員会や審議会など幅広くご意見をいただきながら、交流拠点の整備に向けた基本的な考え方をまとめた「三股町交流拠点施設整備事業 基本構想」を策定しました。今後は、基本構想に盛り込んだ考え方を踏まえ、具体的な整備の内容を検討する段階に進みます。

これからも「町民とともに考え、町民とともに進めるまちづくり」をスローガンに掲げ、町の新しいまちづくりを象徴する事業となるよう、取り組んでいきます。

なお、5月号の広報に関連記事を掲載しているほか、今月の回覧板では 「概要版」を全戸回覧しています。そちらも併せてご覧ください。

<基本構想の主な内容>

テーマ	健康と交流と賑わいの拠点づくり					
スローガン	町民とともに考え、町民とともに進める					
コンセプト	五感に優しい、居心地の良い まちのたまり場					
	三股町の暮らしの一部に「交流拠点で過ごす時間」					
目的	を取り入れることで、暮らしに潤いと豊かさを与え					
	ることを目的とする。					
	①生涯学習や文化活動、おしゃべりや遊びの場な					
	ど、集まりやすく交流しやすい空間。いろんな					
課題やニーズの	人の「やりたいこと」ができる空間を提供する。					
分析から導き出し	(老朽化した公共施設の集約複合化を想定)					
一た機能の方向性	②健康増進のニーズに応える機能(フィットネス					
/こ(成化マノノ) ・リエ	や屋内プールなどを想定)					
	③稼ぐ機能 (チャレンジショップや地場産品の販売					
	などを想定)					
	・公共施設全体のマネジメントを踏まえた統廃合					
	を検討する。					
今後について	・建設費や維持管理費を検討し、まちの「身の丈					
	に合った」施設整備とする。					
	・民間との連携を検討する。					

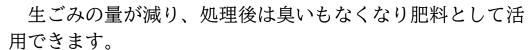
※お問い合わせは、企画商工課 五本松交流拠点施設推進室

☎:52-1120(直通)にお願いします。

◆家庭用電動生ごみ処理機の購入費を一部補助します

生ごみのリサイクルで、家庭の生ごみを減らしましょう。

「家庭用電動生ごみ処理機」とは、家庭の生ごみを堆肥化できる機械です。





【補助対象】

次の要件に全て該当する人

- (1) 町内に住所があり、引き続き居住する人 ※法人を除く
- (2) 家庭で使用するために、町内または都城市内の販売店から電動生ごみ処理機を購入する人
 - ※購入済みのものは対象外です。
- (3) 電動生ごみ処理機購入費補助金を過去に一度も受けたことがない世帯
 - %1世帯で2台以上購入しても補助対象となるのは1台のみです。
- (4) 町税の滞納がない人
- (5) 処理機の使用状況などに関する調査に協力できる人
- (6)補助金の交付決定日から令和3年3月31日(水)までに購入したもの

【補助金額】

本体購入金額の半額(100円未満は切り捨て)。 ただし、<u>3万円が</u>上限です。

- ※補助対象となるのは処理機本体の購入費(税込み)のみです。
- ※取り付け費用・付属品代・配達料などは対象となりません。

【受付期間】

令和3年2月26日(金)まで

※予定件数に達し次第、終了となりますので、ご了承ください。

※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082 (直通) にお願いします。

【補助金交付の流れ】

① 申 請 =

<u>₩</u>	胡 一						
	必要な書類	備考					
1	補助金交付申請書	「補助金申請者」と「処理機の購入者」は同一人であること。					
2	(補助金申請者本人の) 滞納のない証明書	町役場1階⑤番窓口 税務財政課で発行 (手数料300円)					
3	購入先の見積書 (申請の日から3週間以 上有効なもの)	 ◎ 見積書には次の(1)~(5)が明記されている必要があります。 (1) 購入者氏名 ※「補助金申請者」と同一氏名フルネーム (2) 購入金額(税込み) ※処理機本体の購入費の記載があるもの (3) 商品名 ※機種名や型番などが記載されていること (4) 販売店名 (5) 販売店の住所 					

- ② 決定通知 = 町役場から交付決定通知を郵送します。
- ③ 購 入 = 補助金交付決定通知書の決定の日から30日以内または令和3年3月31日(水)までのいずれか早い日までに販売店で購入してください。
- ※町内および都城市内の販売店から購入することが条件です。個人からの購入や、インターネットでの購入は補助の対象となりません。

④ 実績報告・請求書提出 =

	必要な書類	備考
1	補助金交付請求書	「補助金交付申請書」と同じ印かんを使用してください。口座振込です。口座名義人は「補助金申請者」と同一であること。
2	領収書の <u>原本</u> ※コピーをとります。	 ● 領収書には次の(1)~(6)が明記されている必要があります。 (1)購入者氏名 ※フルネーム、「補助金申請者」と同一氏名 (2)日付 ※記載の無いものは無効 (3)購入金額(税込み) ※処理機本体の購入費(税込み)の記載のあるもの (4)商品名 ※機種名や型番などが記載されていること (5)販売店名 (6)販売店の住所 ※クレジットなどで購入の場合は、その証明となるもの(お客様控えなど) ※クレジットなどで購入の場合は、その証明となるもの(お客様控えなど) ※クレジットなどで購入の場合は、その証明となるもの(お客様控えなど) ※検索えなど) ※の証明となる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	メーカー保証書の <u>原本</u> ※コピーをとります。	販売店名が記載されているもの

- ⑤ 確定通知 = 町役場から交付確定通知を郵送します。
- ⑥ 交付(補助金の支払) = 補助金申請者の口座に補助金が振り込まれます。
- ※詳しくは環境保全係の窓口か町公式サイトをご覧下さい。
- ※申請・請求に必要な書類は町公式サイトからダウンロードできます。

保健と福祉(高齢者)

◆高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成します

高齢者の<u>肺炎球菌ワクチン</u>の免疫効果は約5年にわたって持続するといわれ、ワクチンを接種すれば、肺炎にかかっても軽い症状で済む効果があります。

また、年齢が高くなるほど抗体反応が低下するといわれていますので、 対象者は、この機会に予防接種を受けましょう。ただし、全ての肺炎を予 防できるわけではありません。

67 C G Q 47 () (こはめりません。
項目	内容
接種対象者	・町内に住所があり、次の年齢に該当する人 65歳:昭和30年4月2日生~昭和31年4月1日生の人 70歳:昭和25年4月2日生~昭和26年4月1日生の人 75歳:昭和20年4月2日生~昭和21年4月1日生の人 80歳:昭和15年4月2日生~昭和16年4月1日生の人 85歳:昭和10年4月2日生~昭和11年4月1日生の人 90歳:昭和 5年4月2日生~昭和 6年4月1日生の人 95歳:大正14年4月2日生~大正15年4月1日生の人 100歳:大正9年4月2日生~大正10年4月1日生の人 100歳:大正9年4月2日生~大正10年4月1日生の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓や呼吸器の機能に 日常生活活動が極度に制限される程度の障害がある人、ヒト免 疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能 な程度の障害がある人
期間	令和3年3月31日まで
対象者確認	対象者には予防接種券を郵送しました。 予防接種券と保険証を持って指定医療機関で接種してください。
接種回数	実施期間内に1人1回 ただし、過去5年以内に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種した人、 医師の予診の結果予防接種を受けることが適当でないと判断され た人は実施できません。
接種料金	個人負担・・・2,500 円 予診の結果、予防接種ができなかった人は、個人負担はありません。
接種場所	町内または都城市の指定医療機関 次ページに掲載しています。 ※予約の必要な場合がありますので、あらかじめ電話で確認をし てから受診しましょう。

※対象者から除外される人

過去に「23価肺炎莢膜ポリサッカライドワクチン」を1回以上接種した人は、助成対象外です。

- ◎ 生活保護世帯は、無料で接種できます。(福祉課で証明書をもらってください)
- ◎ 4月に本年度の対象者へ予防接種券を郵送しました。予防接種を受ける際は、その券を医療機関へ持っていってください。
- ◎ 予防接種券の再発行は健康管理センターでできます。
- ◎ 医療機関へは、健康手帳を持って行きましょう。(健康手帳は、健康管理センターにあります)



- ◎ 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けて5年以上経過している人は、全額自己負担で予防接種を受けることはできます。(助成は受けられません)
- ② 対象年齢の1年間に2回、高齢者肺炎球菌予防接種を受けてしまう間違い接種が起きています。接種した医療機関で発行される「予防接種済証」は、わかりやすい場所に大切に保管してください。
- ◎ インフルエンザ、肺炎球菌感染症などの予防接種を受ける、かかりつけ 医療機関を決めておくことも間違い接種を防ぐことができます。
- ◎ 過去5年以内に「23価肺炎莢膜ポリサッカライドワクチン」を接種したことがある人が再度接種した場合、注射部位の痛み、腫れや硬くなるなどの副反応が、初期接種よりも頻度が高く、程度が強く現れるという報告があります。接種歴を必ず確認して接種を受けてください。

予防接種は体調が良い日に受けましょう。

※お問い合わせは、

健康管理センター

☎:52-8481 にお願いします。



◎令和2年度 高齢者肺炎球菌感染症予防接種指定医療機関

้า									
	医療機関名	住 所	電話番号			医療機関名	住 所		
1	一心外科医院	三股町	52-7788		24	仮屋外科胃腸科医院	志比田町		
2	坂田医院	三股町	51-2003		25	川畑医院	年見町		
3	大悟病院	三股町	52-5800		26	教山内科医院	高崎町		
4	田中隆内科	三股町	52-0301		27	共立医院	蔵原町		
5	とまり内科外科胃腸科医院	三股町	52-1135		28	久保原田中医院	久保原町		
6	長倉医院	三股町	52-2109		29	小牧病院	立野町		
7	ホームクリニックみまた	三股町	52-1348		30	坂元医院	牟田町		
8	みしま内科クリニック	三股町	51-8100		31	佐尺木医院	高崎町		
9	あきづき医院	上水流町	36-0534		32	三州病院	花繰町		
10	あきと内科胃腸科	都原町	46-5500		33	しげひらクリニック	神之山町		
11	有川呼吸器内科医院	上川東	24-6677		34	志々目医院	山之口町		
12	有馬医院	上長飯町	23-2610		35	庄内医院	庄内町		
13	安藤胃腸科外科医院	豊満町	39-2226		36	城南クリニック	大王町		
14	いづみ内科医院	鷹尾	22-7111		37	城南病院	大王町		
15	宇宿医院	栄 町	25-9031		38	すみクリニック 内科・循環器科内科・小児科	東町		
16	鵜木循環器内科医院	花繰町	26-0008		39	隅病院	高崎町		
17	海老原内科	山田町	64-1211		40	瀬ノロ医院	姪城町		
18	MKクリニック	早鈴町	51-6777		41	瀬ノロ内科放射線科医院	都原町		
19	大岐医院	山之口町	57-2025		42	園田光正内科医院	太郎坊町		
20	おおくぼクリニック	千町	26-1500		43	たかお浜田医院	魔尾		
21	大橋クリニック	庄内町	37-0539		44	田口循環器科内科 クリニック	下川東		
22	柏村内科	上町	22-2616		45	伊達クリニック	牟田町		
23	仮屋医院	上水流町	36-0521		46	どいクリニック	上東町		

	医療機関名	住 所	電話番号
47	戸嶋病院	郡元	22-1437
48	都北ごとうクリニック	都北町	38-6060
49	富田医院	栄 町	23-4586
50	永田病院	五十町	23-2863
51	ながはま整形外科	都北町	46-7188
52	西浦病院	広原町	25-1119
53	西岳診療所	高野町	33-1510
54	野口脳神経外科	太郎坊町	47-1800
55	野辺医院	上町	22-0153
56	浜田医院	牟田町	22-1151
57	はまだクリニック	祝吉町	45-2266
58	早水公園クリニック	早水町	36-6117
59	速見泌尿器科医院	妻ケ丘町	24-8344
60	原田医院	郡元町	26-3330
61	ふくしまクリニック	下川東	46-5001
62	福島外科胃腸科医院	都北町	38-1633
63	藤元上町病院	上町	23-4000
64	藤元総合病院	早鈴町	25-1717
65	藤元病院	早鈴町	25-1315
66	ペテスダクリニック	年見町	22-1700
67	まつもと心臓血管外科 クリニック	東町	36-8926
68	松山医院	上川東	24-1046
69	政所医院	高城町	58-2171
Щ_	I	I	

電話番号

25-7712

46-3225

62-1205

22-0213

22-7700

24-1212

22-0360

62-1103

22-0230

27-5555

57-2004

37-0522

26-3662

23-2844

36-7701

62-1100

25-5155

25-7780

38-5115

22-8818

24-0600

36-7088

22-1825

	医療機関名	住 所	電話番号
70	マドコロ外科医院	小松原町	22-0138
71	丸田病院	八幡町	23-7060
72	三嶋内科	鷹 尾	24-7171
73	都城新生病院	志比田町	22-0280
74	都城フォレスト・クリ ニック脳神経外科	下川東	80-4313
75	都城明生病院	金田町	38-1120
76	宮永病院	松元町	22-2015
77	宗正病院	八幡町	22-4380
78	村上循環器内科クリニック	宮丸町	25-2700
79	メディカルシティ東部病院	立野町	22-2240
80	森山内科·脳神経外科	南鷹尾町	21-5000
81	もりやま脳神経外科	久保原町	21-6888
82	柳田病院	東町	22-4850
83	柳田クリニック	東町	22-4862
84	山路医院	山田町	64-3133
85	ゆうクリニック	広原町	46-6100
86	よしかわクリニック	前田町	23-9384
87	吉松病院	蔵原町	25-1500
88	吉見病院	高城町	58-2335
89	吉見クリニック	高城町	58-5633
90	ライフクリニック	安久町	39-2525

保健と福祉(一般)

◆人間ドック費用の一部を助成します

30歳~70歳までで、5歳ごとの節目の人を対象に、人間ドック費用の一部を助成します。受診希望者には、受診券を交付しますので、健康管理センターまでお越しください。

- 1. 対象者・・・節目年齢の人で、人間ドック受診を希望する人職場などでドックを受ける機会のない人。
- 2. 定員150人(定員になり次第、締め切ります)

《対象者の生年月日一覧》

((八) ((八) (八) ((八) ((八) ((八) ((八) ((八)	
年 齢	生 年 月 日
30歳	平成 2年4月2日 から 平成 3年4月1日 まで
35歳	昭和60年4月2日 から 昭和61年4月1日 まで
40歳	昭和55年4月2日 から 昭和56年4月1日 まで
45歳	昭和50年4月2日 から 昭和51年4月1日 まで
50歳	昭和45年4月2日 から 昭和46年4月1日 まで
55歳	昭和40年4月2日 から 昭和41年4月1日 まで
60歳	昭和35年4月2日 から 昭和36年4月1日 まで
65歳	昭和30年4月2日 から 昭和31年4月1日 まで
70歳	昭和25年4月2日 から 昭和26年4月1日 まで

3. 受診券(助成券)交付日時

5月26日(火)~6月5日(金) 午前9時~正午(土・日・祝日を除く)

- ◆新型コロナウイルス対策として受診希望者が集中した場合
 - ①整理券を配布しますので、一旦ご帰宅ください。
 - ※センター内で待つことはできません。
 - ②整理券に書かれている時間に再度お越しいただき、交付手続きを行います。
- ※ 注意事項 ※
- · 交付時には、**印かんと、人間ドックを受ける人の保険証**が必要です。
- ・ 電話での受付はできません。 ・代理申請できます。
- ・ 国民健康保険に加入している人が町の人間ドックを受ける場合、今年度の 国保特定健診は受けることができません。
- ・ 胃がんリスク検診受診券(A4ブルー)が届いている方は、交付時に回収しますのでお持ちください。

(人間ドックの検査に胃がん検診が含まれているため、重複して受けることができません。)

4. 費用・・・人間ドック費用から助成額を差し引いた額が自己負担額です

11 32/13 / 7/13/1 / 22/13/1		
種別	自己負担額(円)	検査料(助成額) (円)
消化器検査で、 胃内視鏡検査(胃カメラ)を選択	6,850	29, 850(23, 000)
胃部エックス線検査(バリウム)を選択	5,850	25, 850(20, 000)

- ※人間ドック検査項目以外の検査、精密検査、オプション(追加)検査などの費用は個人負担になります。
- 5. 人間ドック実施期間・・・令和2年6月1日から令和3年3月31日まで 健康管理センターで受診券を受け取ってから、各自で医療機関に受診日の予約 をしてください。

6 検査項目

5. 検査場	<u>目</u>	
(1)	診察	胸部聴診、腹部聴診
(2)	問診	自覚症状、他覚症状
(3)	身体計測	身長、体重、標準体重、BMI、腹囲
(4)	呼吸器検査	胸部エックス線(デジタル撮影)
(5)	循環器検査	心電図(安静時)、血圧測定
(6)	超音波検査	腹部超音波検査(肝臓・胆のう・腎臓・脾臓・膵臓)
(7)	消化器検査	胃部内視鏡、または胃部X線検査(いずれかを選択)、 便潜血検査2日法(免疫学的便潜血検査)
(8)	脂質検査	総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
(9)	肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP、総蛋白、総ビリルビン、直接ビリ ルビン、ALP、アルブミン 尿(ウロビリノーゲン)
(10)	膵機能検査	血清アミラーゼ
(11)	血液一般	赤血球、白血球、血色素、ヘマトクリット、血小板、血液型 MCV、MCH、MCHC
(12)	腎機能検査	尿素窒素、クレアチニン、尿酸、尿検査(蛋白・潜血) e - G F R
(13)	糖尿病検査	血糖(空腹時)、尿糖(空腹時)、ヘモグロビンA1c
オプショ	ョン検査	ピロリ菌検査(血液検査又は呼気検査、尿検査)

7. 人間ドックが受診できる医療機関

	医療機関名	電話番号
	海老原内科	64-1211
	共立医院	22-0213
	三州病院	22 - 0230
都城市	藤元総合病院付属総合健診センター	22-7017
	宮永病院	22-2015
	メディカルシティ東部病院	22-2240
	吉松病院	25-1500
	都城健康サービスセンター	36-8700
	はまだクリニック	45-2266

※お問い合わせは、健康管理センター **☎**:52-8481 にお願いします。

◆「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します

■ 対象者 = ・県内のひとり親家庭の母、父および寡婦で<u>調理実務経験が2年以上</u>あり、県で行われる<u>調理師試験を受験する人(5月25日~6月19日までに県内各保健所へ願書の</u>提出が必要です)。

・講習会の全日程に出席できる人

■ 講座内容 = 調理師試験準備講座(13時間45分)

会場:県総合保健センター 5階大会議室

(宮崎市霧島1-1-2)

定員:30人程度

※先着順になりますので、早めにお申し込みください。

■ 開催日時 = 8月22日 (土)、23日 (日) の2日間

午前9時~午後4時20分

■ 受講料 = 無料

※ただし、テキスト代(1, 870円)は受講生負担です。 ※テキストは県内保健所で購入してください。

■ 申込方法 = 次の書類を準備し、申込期限までにお申し込みください。

- ①令和2年度就業支援講習会受講申込書
 - ※様式は、県母子寡婦福祉連合会の公式サイトからダウ ↓ ンロードするか、町役場福祉課に取りに来てください。 ↓
- ② 調理師試験受験願書の写し(受領印のあるもの)
- 申込期限 = 7月31日(金)
- ※お申し込み・お問い合わせは、 宮崎県母子寡婦福祉連合会

〒880-0007 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内 ☎/ファクス:0985-22-4696 にお願いします。

農林畜産業関連

◆農業用機械(ホイルローダ・タイヤショベル)所有の皆さんへ

堆肥切返しやロール運搬などの作業に使用されるホイルローダのうち、小型特殊自動車の枠を超える特殊車両は大型特殊自動車に分類され、大型特殊免許が必要となります。また、公道を走行する場合はナンバーの取得が必要となりますので、次のとおり法令に沿った車両区分での手続きをお願いします。

道路運送車両法による自動車の種別

○小型特殊自動車(大型特殊農耕車限定免許で可)

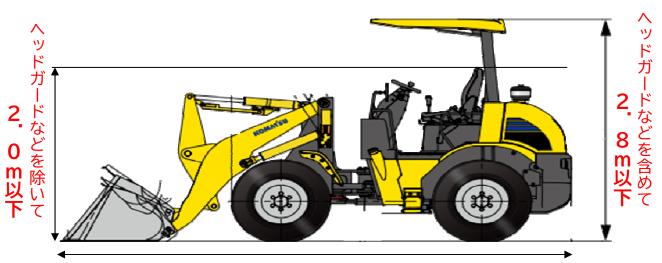
車体の大きさが次の内容に該当し、最高速度が15km/hを超えない 車両。

高さ	2.	8 m以下	幅	1.	7m以下	長さ	4.	7m以下
公道走行		必要免許	小型特	持殊免	許(一般的	的な普遍	通免 割	午で可)
		ナンバー	小型特	持殊(緑)	三股町	役場	発行

〇大型特殊自動車 大型特殊免許

車体の大きさが下記に該当しない車両

		-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		. •			
高さ	2.	8m以下	幅	1.	7m以下	長さ	4.	7m以下
公道走行		必要免許	大型特	殊免	許 (大型株	持殊農 制	車限划	它不可)
		ナンバー	車検必	要		陸運支	え局発行	



4. 7m以下

畜産バケット・ベールグラブ・フォーク装着時に上の区分を超えると大型特殊扱いとなります。

※お問い合わせは、都城農業共同組合 経済部 農機自動車課 ☎:38-1267 にお願いします。

相談

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	5月16日(土)毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時~5時ごろ ※受け付けは午後3時までにお願いします。
場所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	 ・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します (一部、材料費などが掛かることがあります)。ただ し、破損がひどい物、欠品がある物は、修理できない 場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承 ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製 品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物(浮輪・ ボートなど)は修理対象外です。

※お問い合わせは、

代表:横山健一 な:51-0241 または、

増田親忠 携帯:090-1926-8783 にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題の相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

〇相談日: 毎週月曜・水曜・金曜

〇時 間: 午前9時~午後5時

○場 所: 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

本:52-1246 にお願いします。



◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ相談することのできる機会として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所に気軽にご相談ください。

日 程	5月21日(木)、6月18日(木)
時 間	午後1時30分~3時
場所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前相談を受け、医師への相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相談内容	 (1)ひきこもり、不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談は3人まで
申込方法	事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

※お申し込み・お問い合わせは、 都城保健所 健康づくり課

☎:23-4504 にお願いします。

